

もりおか事業継続支援金

新型コロナウイルス感染症により売上高が減少した中小・小規模事業者のうち、融資を受けて資金繰りを行い事業を継続するものに対して、「もりおか事業継続支援金」の給付を実施します。

給付対象事業者

市内に事業所等を有する事業者で、次のいずれかに該当し、令和2年12月31日までに融資を受けた事業者（詳細は、裏面をご覧ください。）

1. 盛岡市からセーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証の認定を受けて、岩手県の制度融資を受けた事業者
2. 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けた事業者
3. 日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金の新型コロナウイルス感染症の拡大による拡充分の貸付け（新型コロナウイルス対策マル経融資）を受けた事業者

給付額

法人：20万円 個人：10万円

申請方法・申請期間

○ 申請方法

申請書及び必要書類を郵送にて提出

○ 申請期間

令和2年6月1日（月）から令和3年1月31日（日）まで（消印有効）

申請・問い合わせ先（受付時間:平日9:00~17:00）

盛岡市商工労働部ものづくり推進課立地創業支援室

電話番号 019-626-7551

メールアドレス monozukuri@city.morioka.iwate.jp

給付対象事業者の要件

市内に事務所又は事業所（いずれも事業実態のあるものに限る。）を有する事業者で、次のいずれかに該当し、令和2年12月31日までに融資を受けた事業者が支援金の給付対象となります。

1. 盛岡市からセーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証の認定を受けて、岩手県の制度融資を受けた事業者

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により安定的な事業経営に支障を生じている事業者として、盛岡市からセーフティネット保証4号及び5号の認定（中小企業信用保険法第2条第5項第4号及び第5号の認定をいう。）、危機関連保証の認定（同条第6項の認定をいう。）を受けて、
- (2) 岩手県の制度融資のうち、次に掲げる資金の融資を受けた事業者
 - ・岩手県新型コロナウイルス感染症対応資金
 - ・岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金
 - ・岩手県商工観光振興資金
 - ・岩手県小規模小口資金

2. 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けた事業者

- ・日本政策金融公庫が実施する新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - ・商工組合中央金庫が危機対応業務として実施する新型コロナウイルス感染症特別貸付
- のいずれかの貸付けを受けた事業者

3. 日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金の新型コロナウイルス感染症拡大による拡充分の貸付け（新型コロナウイルス対策マル経融資）を受けた事業者

日本政策金融公庫が実施する小規模事業者経営改善資金（マル経融資）のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した事業者に対して通常の貸付けと異なる利率を適用して実施する貸付け（新型コロナウイルス対策マル経融資）を受けた事業者

給付対象事業者に該当する場合は、「もりおか事業継続支援金申請の手引き」を確認の上、申請書及び必要書類を郵送してください。

【手引き・申請書掲載ホームページ】

<http://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/shien/chusho/1031298.html>

